

各介護保険事業者  
各地域包括支援センター 様

相模原市長 本村 賢太郎  
(公印省略)

「要介護・要支援認定申請」に係る電子申請の取扱いについて（通知）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の介護保険制度の運営につきましては、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、被保険者及び介護関係者の利便性の向上を図るため、本年3月1日から、「要介護・要支援認定申請」の更新・区分変更申請において、これまでの紙媒体での申請に加え、電子による申請受付を開始いたします。

なお、令和5年11月30日付け「更新申請勧奨通知の取扱いについて」（5介保課 第5864号）でお知らせした内容を一部変更し、電子申請の受付は「更新・区分変更」のみで実施いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 電子申請の受付について

本年3月1日から、「要介護・要支援認定申請」の更新・区分変更申請において、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能「ぴったりサービス」による電子申請の受付を開始いたします。

2 申請手続きを行うことができる方

対象者本人

※ 本人ができない場合には、家族や指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等に代行してもらうことも可能です。なお、代行の場合には、代理人のマイナンバーカード及び委任状が必要となります。

3 申請の手順

電子申請には、電子署名付きのマイナンバーカードや入力端末が必要となります。

詳しくは、マイナポータル内の「ぴったりサービス」から相模原市を選択し、「高齢者・介護」の手続きを検索していただくか、相模原市ホームページ（掲載予定ページ：TOPページ>子育て・健康・福祉>介護・介護予防>介護保険・介護予防>介護保険サービスの利用>介護保険のサービスを利用するには（要介護認定の申請）、ページ番号1006981）をご覧ください。

なお、電子申請の受付日は、「ぴったりサービス」から申請情報を送信していただいた日付の翌開庁日となります。

4 手続に必要な物

- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険被保険者証
- ・委任状、被保険者のマイナンバーが確認できる物（対象者本人以外の申請時）

5 電子申請の場合の照会・提出先

健康福祉局介護保険課認定班 042-769-8342

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

以 上

健康福祉局地域包括ケア推進部介護保険課認定班

電話 042-769-8342